資料３

■令和8年度　第３回岐阜市高齢者福祉計画推進委員会

安心して住み慣れた地域で暮らせる環境づくりについて

令和8年9月30日



目　次

１　地域で支え合う仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　１

２　高齢者の孤立防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　２

３　終活支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　４

４　在宅医療・介護連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　５

５　相談支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　７

６　権利擁護支援体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ　８

1　地域で支え合う仕組みづくり

日常生活圏域協議体設置事業
（事務局　地域包括支援センター）

地域における様々な人たちが集い、
地域課題の抽出、地域の強みの再発見、
自分たちでできることの確認等
支え合いの仕組みづくりを検討する会議

**⇒地域のニーズと
地域資源の見える化**



住民主体型デイサービス
（住民団体、老人クラブ、NPO等に補助）

高齢者の閉じこもり等を予防し、
地域において高齢者の自立した生活を支援するため
「気軽に集える場」を自主的に運営する取り組みを支援

1回　5,000円（上限）補助



**各地域で住民主体の
サービスが多数創出される**

移動販売の誘致
小さな手助け
畑を活用した交流の場
など



生活支援コーディネーター



支え合いの仕組みづくり推進事業
（岐阜市社会福祉協議会に委託）

日常生活圏域協議体の事務局である地域包括支援センターと
連携し、生活支援サービスの創出や地域資源の発掘、創出
のための働きかけを実施

⇒ニーズと地域資源（サービス）をマッチング



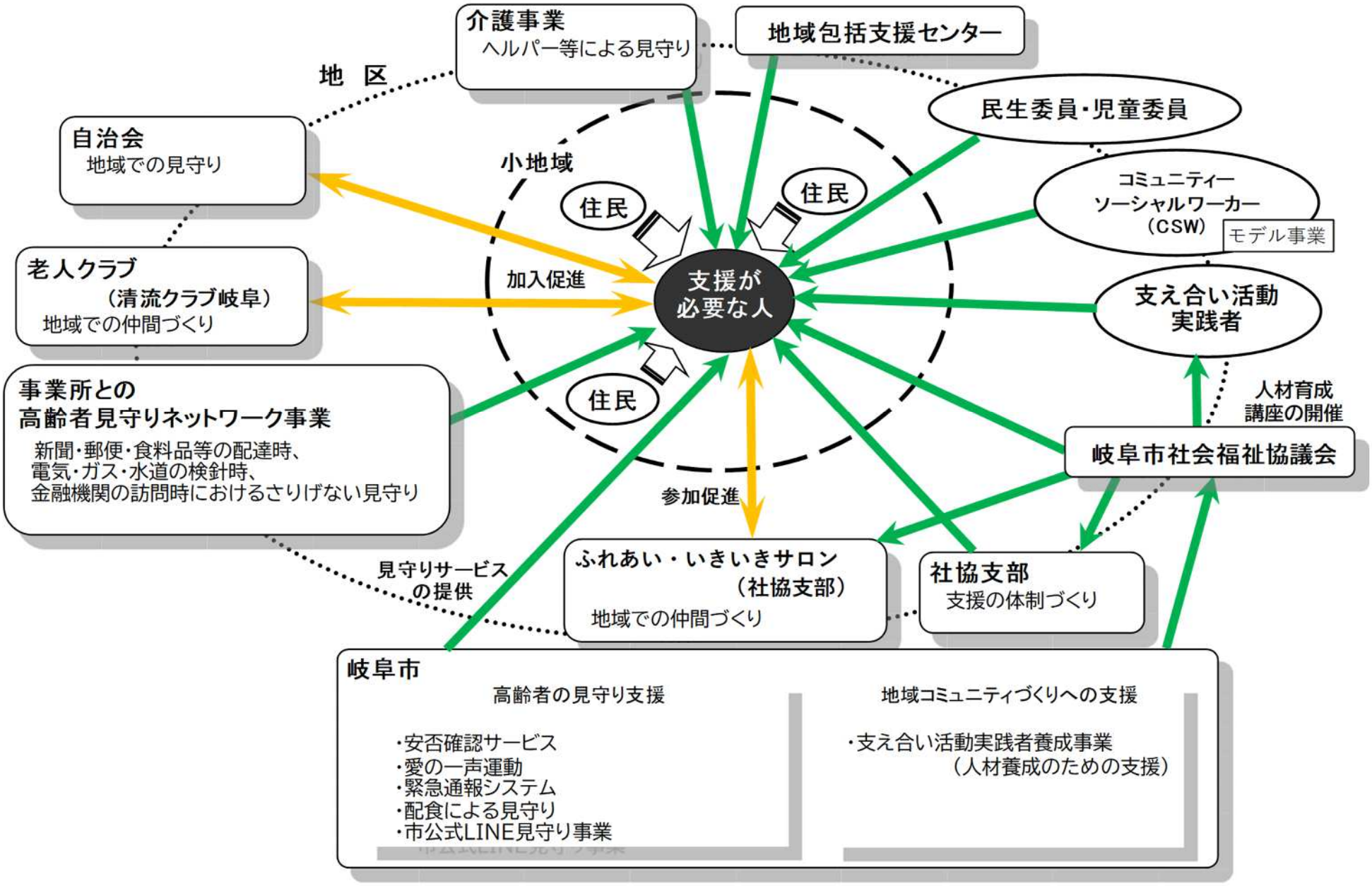
支え合い活動実践者養成事業
（岐阜市社会福祉協議会に委託）

地域づくりの推進には、担い手が不可欠
地域住民が主体で運営している住民参加サービス
などの担い手を養成するため、養成講座を開催

⇒地域で活躍できる人材を育成

2　高齢者の孤立防止対策①

高齢者の孤立防止のための見守りイメージ



2　高齢者の孤立防止対策②

○高齢者見守り事業

・安否確認サービス事業

感知センサーにより見守り、一定時間反応がないときに
安否確認センターから、電話等で安否確認を行う。



見守り電球

・「愛の一声運動」推進員設置事業

ひとり暮らしの高齢者等に「お元気ですか」と一声をかけて、見守り、安否を確認する。

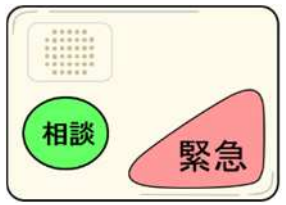


↑LTEタイプ

資料：合同会社ネコリコ HPから

・緊急通報体制支援事業

緊急通報用装置を貸与し、緊急時に緊急ボタンを押すとセンターにつながり、
救急車を要請するなどの対応。相談ボタンを押すと健康相談ができる。



・配食による見守り事業

弁当の配達時に、高齢者の安否を確認する。

・市公式LINEを活用した高齢者見守り通知サービス事業

高齢者など「見守られる人」と、家族など「見守る人」の間で、安否を確認



・高齢者見守りネットワーク事業

協力事業所で見守りネットワークをつくり、協力事業者が職務中に
高齢者等の異変を発見した時に、関係者へ連絡する。

○ひとり暮らし高齢者ガイドブックの発行

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が、日々の生活の不安をなくし、
安心して暮らせるよう、利用できるサービスや相談窓口を紹介する
「ひとり暮らし高齢者ガイドブック」を発行



3　終活支援の推進

人生の最期まで自分らしく前向きに生きるため、自身の希望や考えを整理し将来への備えを行う「終活」を推進

これにより、本人の意思を尊重するとともに、残された家族の負担軽減につなげる。

「私のエンディングノート」の配布

人生の最期まで自分らしく生きるために、終末期にどのような医療と介護を望むのかなど、自分自身の希望や思いを書き留める「**私のエンディングノート**」を**無料で配布**している。



わたしのあんしん終活登録事業

本人が、病気や事故などで意思表示できなくなったり、お亡くなりになった時に、事前に登録した緊急連絡先や、かかりつけ医、遺言書の保管場所などの終活情報を、**市が本人に代わって、**警察署や医療機関、本人が指定した方に情報を伝える。

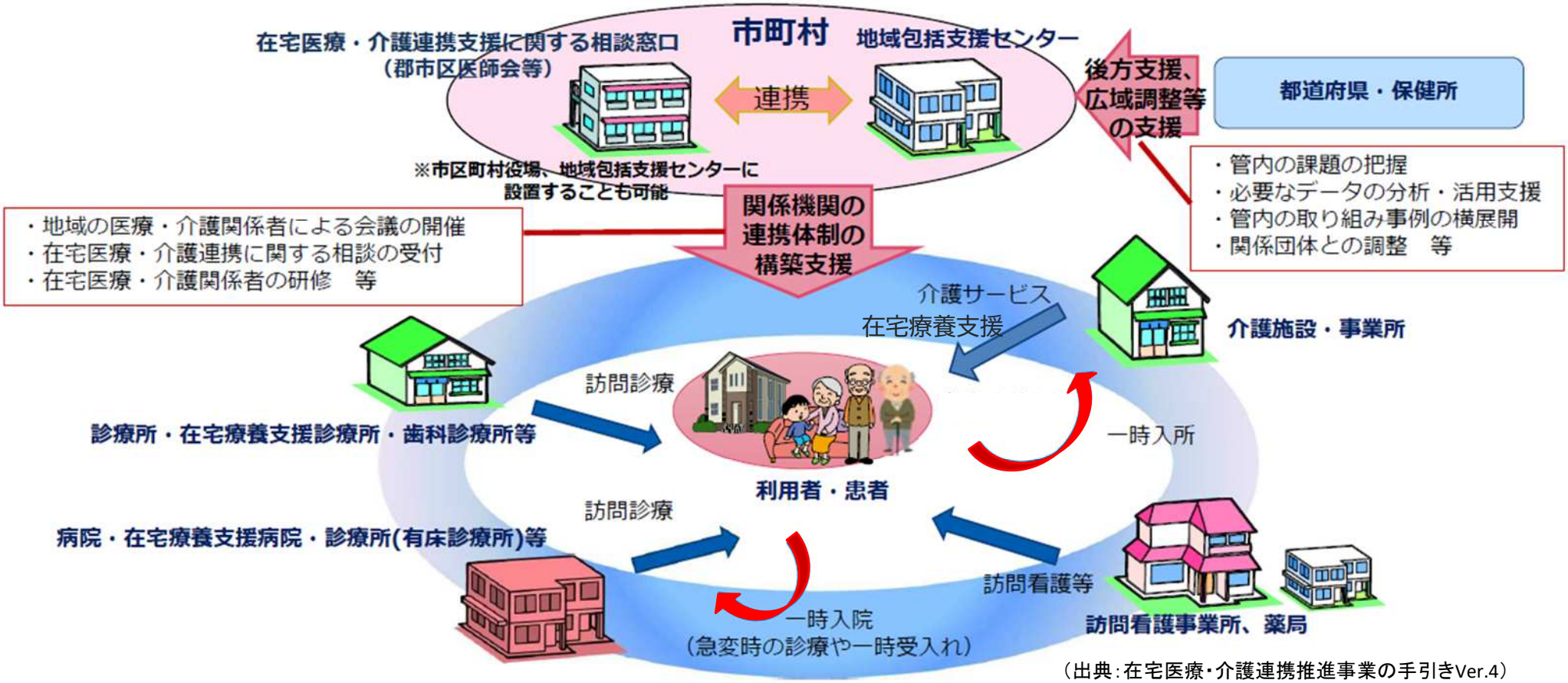
登録した方には、「登録カード」と「登録証」を交付する。

※令和8年度に、**65歳以上からとなっていた年齢制限を廃止**



4　在宅医療・介護連携①

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護関係者の連携を推進する。



（出典：在宅医療・介護連携推進事業の手引きVer.4）

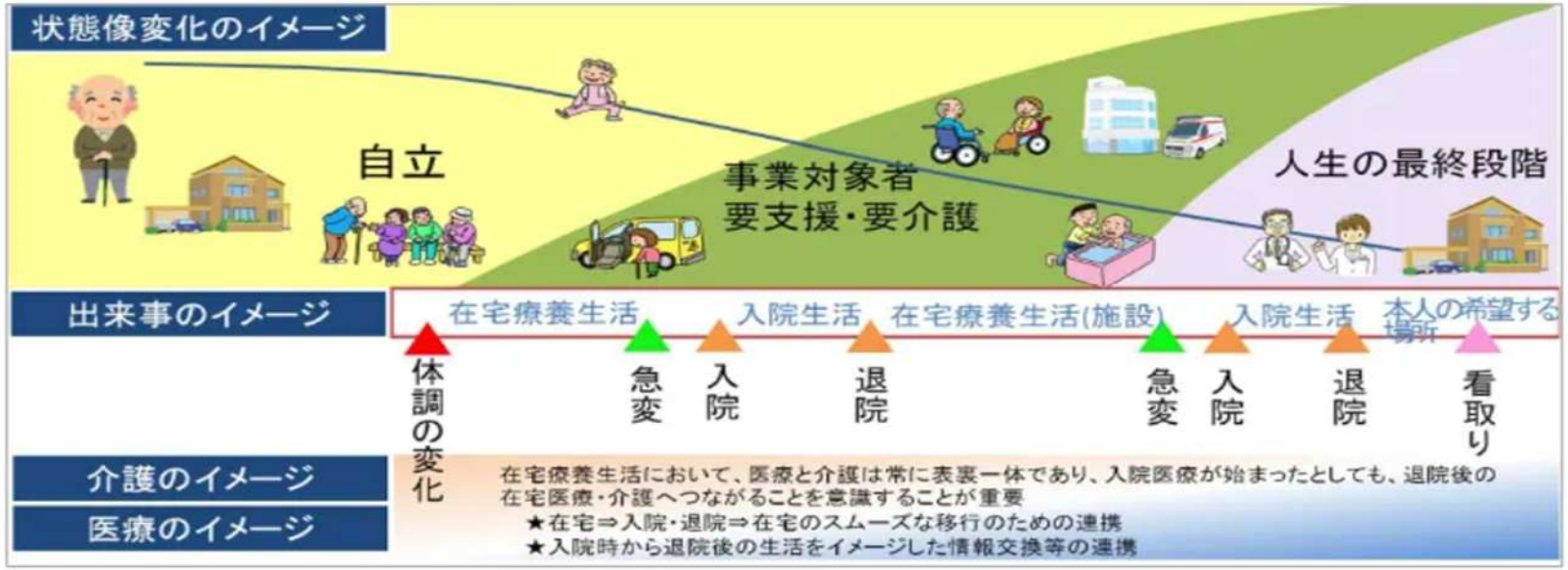
岐阜市医師会、岐阜市歯科医師会と連携して実施

1. 在宅医療・介護連携に関する相談支援
2. 医療・介護関係者の情報共有の支援
3. 地域住民の普及啓発
4. 医療・介護関係者の研修

4　在宅医療・介護連携②

高齢者のライフサイクルを意識し、在宅医療の４つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）において、切れ目ない在宅医療と介護の連携体制を構築する必要がある。

状態像の変化と医療・介護のイメージ



（出典：在宅医療・介護連携推進事業の手引きVer.4）

在宅医療の４つの場面ごとのめざす姿

4つの場面	めざすべき姿
日常の療養支援	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、必要な多職種協働による医療・介護の支援を受けられる
入退院支援	安心して地域から病院、病院から地域へとスムーズに療養の場を移行することができる
急変時の対応	在宅療養中の急変時にも、日時を問わず診療を受けることができる
看取り	住み慣れた自宅や介護施設などの望む場所で看取りの医療・介護の支援が受けることができる

４つの場面に加え、認知症の対応、感染症発生時や災害時対応の局面を意識した
在宅医療・介護の連携体制の構築を推進する必要がある

5　相談支援体制の充実

地域包括支援センターの主な業務

地域包括ケアの推進に向けた中核的な機関として、日常生活圏域ごとに1か所の地域包括支援センターを設置

包括的支援事業	主な内容
総合相談支援	高齢者の総合相談窓口として、継続的・専門的に相談支援を行い、地域における様々なサービス等に繋げる。
介護予防 ケアマネジメント	要支援者等が、介護予防・日常生活支援を目的とした活動をその選択に基づき行えるよう支援する。
包括的・継続的 ケアマネジメント	個々の介護支援専門員への支援、介護予防サービスの検証等を通じて、地域における高齢者の自立支援・介護予防を推進する。
権利擁護事業	高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、成年後見制度の活用促進や、高齢者虐待への対応等を行う。
地域ケア会議	地域全体で支援していくために、関係者による地域づくりや地域課題を政策形成につなげていく。

機能強化型地域包括支援センター

地域包括支援センターが抱える複雑な課題や困難事例への対応を支援し、市全体の地域包括ケアシステムを推進するため市内３か所に**機能強化型地域包括支援センター**を設置

機能強化型地域包括支援センターの主な役割

- **①困難事例への支援**
- **②関係機関との連携強化**
- **③地域包括支援センター職員の人材育成**
- **④地域ケア会議の推進支援**

2040年に向けて地域包括支援センターが強化する業務

〇総合相談支援事業

- 頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応
- 実態把握訪問、地域の民生委員、地域サロン等との連携

〇地域ケア会議の実施

- 頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える生活の課題の検討

〇地域包括支援ネットワークの構築

- 家族介護者等、属性や世代を問わない相談支援
- 障がいや児童福祉分野など他分野との連携促進

6　権利擁護支援体制の充実①

○高齢者虐待防止対策の推進

・高齢者虐待とは、高齢者（65歳以上）が、他者（家族、知人、施設職員等）の暴力や金銭搾取等不適切な扱いで、権利侵害や生命、健康を脅かす状態におかれること
（自分自身の生活に無関心になるセルフネグレクトも同様に扱う）
・発生要因は、介護疲れ、貧困、認知症、人間関係、加害者側の疾病など様々である

本市の養護者(家族等）による虐待相談実件数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
79	98	97	113	123





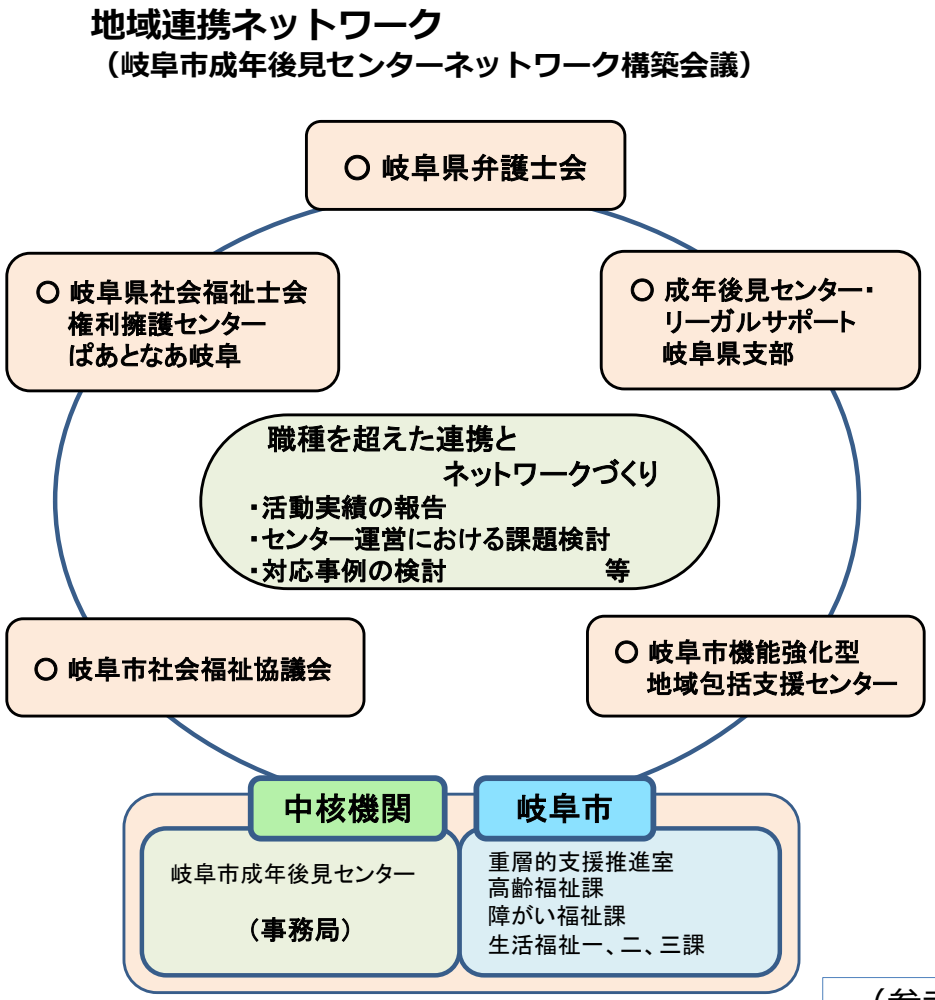
- 虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合に、速やかに市や地域包括支援センターに相談・通報ができるように、高齢者虐待の**正しい知識や理解の普及啓発**を行う（リーフレットの作成等）
- 緊急を要する場合には保護、入所措置や**成年後見制度の利用**など事例に応じ対応
- 介護保険施設及び事業所において、運営規程に定めておかなければいけない事項として、「**虐待防止のための措置に関する事項**（虐待防止のための対策を検討する委員会、虐待防止のための指針、従業者に対する研修）」が**令和6年4月1日から義務化**されている。引き続き**運営指導時に確認**

⇒虐待を行った養護者には、精神疾患や貧困などの困難な問題を抱えている事例が多くあり、**養護者に対する相談、助言等支援が必要**

⇒高齢者虐待の背景は、複雑かつ複合的であり、支援には、**関係機関との連携が重要**

6　権利擁護支援体制の充実②

○成年後見制度の相談支援



岐阜市成年後見センターを開設（令和3年度～）

業務内容

（１）**広報**：成年後見制度の普及啓発
パンフレットの作成，市民向け講座の開催等

（２）**相談**：成年後見制度に係る相談対応
市民や福祉関係者等からの相談対応
専門職による相談会の実施、会議への参加等

（３）**利用促進**：受任者機能等の支援、
ケース検討会議の開催、
法人後見事業運営委員会との連携
日常生活自立支援事業等との連携等

（４）**後見人支援**：親族後見人等の相談対応・チーム支援
後見人と福祉関係者によるチーム会議の開催　等

（５）**不正防止効果**：（１）～（４）の機能の実施、関係者とのネットワーク構築することで、抑止力とする

相談実績

令和6年度：1,105件　　令和7年度：1,196件

（参考）市内申立件数　令和6年：68件　令和7年：62件（岐阜家裁）

6　権利擁護支援体制の充実③

社会福祉法の改正により「成年後見制度を利用するための中核機関」から、「地域全体の権利擁護支援を推進する総合拠点」への機能拡大が可能になる。上位計画（地域福祉推進計画）と併せて検討

成年後見制度の利用促進を図るため、「成年後見制度をどう利用するか」「後見人をどう確保するか」「市長申立てをどう進めるか」を中心に取組。これに加え、「権利擁護が必要な人を早期発見する」「後見制度以外の支援策につなぐ」「日常生活自立支援事業との役割分担を整理する」「身寄りのない高齢者支援と連動する」「地域全体の権利擁護ネットワークを形成する」ことが求められる。

項目	成年後見センター（中核機関）	地域権利擁護相談支援センター
根拠	成年後見制度利用促進法に基づく中核機関	改正社会福祉法に基づく市町村設置機関
主な目的	成年後見制度の利用促進	地域における権利擁護支援全体の推進
対象制度	成年後見制度中心	成年後見制度、日常生活自立支援事業、 その他権利擁護支援
主な対象者	判断能力が不十分な高齢者・障害者	高齢者、障害者、頼れる身寄りがいない人等を含む 広範な支援対象
機能	後見制度利用支援、後見人支援、受任調整等	権利擁護相談、後見制度利用支援、 地域ネットワーク構築、制度横断的支援
関係機関	家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社協等	左記に加え、地域包括支援センター、福祉事務所、 医療機関、居住支援機関等
市町村の位置付け	中核機関整備の努力義務	市町村が設置可能な権利擁護の中核機関
役割の広がり	「後見制度利用支援」	「地域の権利擁護支援基盤」
イメージ	制度利用の支援窓口	権利擁護の総合相談拠点

